高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件について（概要）

令　和　５　年　３　月
厚生労働省保険局保険課

１．改正の趣旨

○　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 121 条第１項において、確定後期高齢者支援金の算定に用いることとされている確定後期高齢者支援金調整率については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）第 25 条の３第１項において、各保険者の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施状況等に応じて加算又は減算することとしている（以下「加算・減算制度」という。）。

○　加算・減算制度においては、同項第１号の規定により、確定後期高齢者支援金調整率の加算対象となる保険者のうち、以下のいずれかの基準（以下「加算除外基準」という。）に該当するものについては、加算の対象外とすることとされている。

①　特定健康診査等の実施状況が不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準

②　各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準

○　このうち、加算除外基準②については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号。以下「算定省令」という。）第 40 条の２第５項において、事業の取組状況及び改善状況等を勘案し、厚生労働大臣が定めるものとされている。

○　今般、令和３年度以降における確定後期高齢者支援金調整率に係る加算除外基準②を見直すため、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和２年厚生労働省告示第 294 号）について、所要の改正を行う。

２．改正の概要

○　令和３年度以降における確定後期高齢者支援金調整率に係る加算除外基準②のうち、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和２年厚生労働省告示第 85 号）第２号から第７号までに掲げる要件に係る基準について、

・　第２号については、同号イ又はロのいずれかを満たすものであること

・　第５号イについては、当該イ(1)から(5)までに掲げるいずれかの種別のがん検診を実施すること

を示すものとなるよう、規定の整備を行う。

３．根拠条項

○　算定省令第 40 条の２第５項

４．適用日等

○　告示日：令和５年３月 29 日

○　適用日：令和５年４月１日